

令和6年9月1日現在

令和5年度指導監査における重大文書指導

指導監査対象事業所名 (運営法人)	指導監査 種 類	指導監査 実 施 日	指導監査結果 (重大文書指導)	改善状況
ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園 (株式会社kamali'i)	一般指導監査	令和5年7月21日	<p>(施設運営)</p> <p>1 監査における証言や提出資料では、登園児童数に対し必要な保育士を配置していた事実の認定が難しいことから、日々の勤怠管理を適正に行い、実際の勤務実態を正確に報告すること。(児童福祉法第46条第1項、子ども・子育て支援法第14条、札幌市私立保育所運営要綱第50条)</p> <p>なお、今後、市が求める資料提出や事実確認においても虚偽の報告や証言を行うなど、職員の配置基準を満たしていることの確認が正常に行えない場合は、子ども子育て支援法第39条に基づき、必要な措置をとるよう勧告を行う場合がある。</p>	改善済